

総行安第18号
平成31年3月28日

関係都道府県総務部（局）長
（市町村担当課扱い）
（区政課扱い）

}

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」等の
制定等について（通知）

議会の議員やその他非常勤職員等の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法第121号）第69条の規定に基づき、各地方公共団体が条例を定めて補償を行うこととされていますが、本日、安全厚生推進室より発出しました総行安第17号の「「非常勤の地方公務員の公務災害補償等に関する実施状況調査」の結果等について（通知）」に係る個別の回答などから、当該条例等を制定せず運用等により対応している旨の回答が一部に見受けられました。

つきましては、貴都道府県内の市区町村又は一部事務組合等において、このような対応を行っている場合には、条例の新規制定や一部事務組合等での共同処理を行うなど、適切な実施のため必要な助言を行っていただくようお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：石井係長、矢端事務官
電話：03-5253-5560（直通）